

## 山口地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

山口労働局一般公示第48号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、令和7年4月22日付けをもって任命した第58期山口地方最低賃金審議会委員のうち、使用者代表委員の辞職に伴い、新たに使用者代表委員1名を任命したいので、関係使用者団体は、下記「山口地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年6月4日

山口労働局長 鈴木 輝美

記

### 山口地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

##### (2) 推薦締切期日

令和8年6月26日

##### (3) 推薦書の提出先

山口労働局労働基準部賃金室

(山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6階)

令和 年 月 日

山口労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

山口地方最低賃金審議会の使用者代表委員の候補として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

山口労働局長  
鈴木 輝美 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、山口地方最低賃金審議会委員に任命されたときには、就任することを内諾します。

